

プログラムルール

■5 縁プログラムについて

お取次ぎいただいた「ショップサーバ2」および「サイトサーバ2」の保有する利用契約数が、本プログラム開始日以降、1、3、5、7、10件目に初めて到達した場合に、それぞれ5万円のボーナスをお支払いいたします。

ボーナスのお支払は、該当件数に初めて達した場合に限り、到達後、取次いだ利用契約が解約され、改めて該当件数に達した場合は含みません。

具体例：

2008年11月	取次1件（保有1件）	5万円ボーナス
2008年12月	解約1件（保有0件）	
2009年1月	取次1件（保有1件）	ボーナスなし
2009年2月	取次1件（保有2件）	
2009年3月	取次1件（保有3件）	5万円ボーナス

【注意事項】

- 次のお取次は、ボーナスの支払対象となる取次件数に含みません。
 - ・「サイトサーバ」から「サイトサーバ2」への移行をした「サイトサーバ2」の契約
 - ・2007年6月30日以前に取次いだ「ショップサーバ」の利用契約
- 1件目のお取次が次に該当する場合、1件目のボーナスに限り3万円となります。
 - ・ショップサーバ2のライトプランかつベーシックコース
 - ・サイトサーバ2のv10G
 - ・サイトサーバ2のv20G
- 「サイトサーバ2」のお取次について、ビジネスパートナー取引基本契約書 別紙 に定める初期費用に関する手数料（イニシャルキックバック）の対象となる場合でも、プログラム期間中は当該手数料のお支払はありません。
- ビジネスパートナーは、以下に定めるプログラムルールを遵守していただきますようお願い申し上げます。

●プログラム期間について

2008年11月10日～2009年3月31日

- ・プログラム期間終了時点で本ボーナスのお支払は終了させていただき、その後は「ビジネスパートナー取引基本契約書」に従った手数料をお支払いいたします。

●ボーナスのお支払いについて

- ①毎月末日において、保有する利用契約数を毎月毎に確定し、翌月25日に銀行振込にてお支払いします。
- ②毎月末日において、顧客が、サービスを利用開始（初期費用の入金およびサービスの開通）しているものを取次件数としてカウントいたします。

●お取次について

次に該当するお取次は、ボーナスの支払対象として認めない場合がございます。また、ボーナス支払後、Eストアの審査によって、支払対象と認めないと判断した場合、ビジネスパートナーは当該ボーナスをEストアに返還するものとします。なお、ボーナスの返還請求において、ビジネスパートナー取引基本契約書に定める手数料と相殺させていただく場合もございますので、ご了承ください。

Eストアは、適正な取次であるかを確認するため、ビジネスパートナーに対し、資料等の提出を求める場合があります。また、適正な取次であるかを確認するため、Eストアは、ビジネスパートナーを通じて、もしくは、直接、取次先の顧客に対しても、確認、資料等の提出を求める場合があります。この場合、ビジネスパートナーは、取次先の顧客をして、Eストアに対し資料等を提出させる義務を負い、また、Eストアによる直接の確認、資料等の提出の求めについて、異議の申立等を行わないものとします。

- ①1件目の取次について、ビジネスパートナー登録者と契約者が同一とみなされる場合

※同一とみなされる場合の例

- a. 家族、親族の方
- b. 個人事業主とその個人事業主の事業主、従業員
- c. 法人とその法人の代表、従業員
- d. 任意団体とその任意団体のメンバー
- e. ビジネスパートナーの登録情報、口座情報と取次先の顧客の登録情報、口座情報、取次先の顧客のネットショップの特定商取引法の表示において、法人名、屋号、担当者名、電話番号、住所、口座名義などのいずれかの項目が一つでも一致する場合

f.その他ビジネスパートナー登録者と契約者が実質的にみて同一であると E ストアーが認める場合

②ビジネスパートナー登録者が、実体は同一とみなされる別の名義でビジネスパートナー登録を行い、取次いだ場合

※同一とみなされる場合の例

a.家族、親族の方

b.個人事業主とその個人事業主の事業主、従業員

c.法人とその法人の代表、従業員

d.任意団体とその任意団体のメンバー

e.既存のビジネスパートナーの登録情報、口座情報と新規のビジネスパートナーの登録情報、口座情報において、法人名、屋号、担当者名、電話番号、住所、口座名義などのいずれかの項目が一つでも一致する場合

f.その他既存のビジネスパートナー登録者と新規のビジネスパートナー登録者が実質的にみて同一であると E ストアーが認める場合

③取次先の顧客において、初回契約満了日（ショップサーブ 2 の場合）または最低利用期間満了日（サイトサーブ 2 の場合）より前に解約となった場合

④取次先の顧客において、利用料金等の支払債務の履行遅延、または支払の拒否があった場合

⑤取次先の顧客において、サービス規約違反があった場合

⑥取次先の顧客において、サービスの申込意思がなかった場合

⑦取次先の顧客において、正当な理由無く利用開始から 6 ヶ月以内にコース変更がなされた場合

●ビジネスパートナーとしての適正の審査について

プログラムの実施にあたり、ビジネスパートナーとして取次業務を行う意思および業務遂行能力があること等を確認させていただく場合がございます。次の場合を含め、E ストアーが不適切と判断した場合、ボーナスをお支払しない場合がございますのでご了承ください。また、ボーナス支払後、E ストアーが不適切と判断した場合、ビジネスパートナーは当該ボーナスをE ストアーに返還するものとします。なお、ボーナスの返還請求において、ビジネスパートナー取引基本契約書に定める手数料と相殺させていただく場合もございますので、ご了承ください。

①E ストアーが要求する説明要求、資料等の提出に応じない場合

②E ストアーがビジネスパートナーを通じて、取次先の顧客に対し、確認、資料等の提出を求めた場合に、当該顧客が確認、資料等の提出に応じなかった場合

③E ストアーからの電話連絡に応じない場合

- ④ビジネスパートナーのホームページが存在しない場合または内容が不適切な場合
- ⑤その他ビジネスパートナーとして取次業務を行う意思および業務遂行能力がないと認められる場合

●プログラムの変更について

- ・ボーナス金額や支払方法等のプログラム内容は、Eストアーの都合により、ビジネスパートナーに予告することなく、変更・修正・廃止する場合がございます。この場合、ビジネスパートナーは、変更後の内容に従うことを同意するものとします。